

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札（単価契約）を実施するので、お知らせします。

令和8年2月13日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項

(1)契約番号・名称	河サ第7号 道路除草（第15ブロック）
(2)仕 様	別紙「道路除草 特記仕様書」のとおり
(3)履 行 期 間	令和8年4月1日から令和8年10月31日まで
(4)履 行 箇 所	秋田市河辺畑谷字中村地内ほか
(5)入札参加要件	1 「秋田市建設部道路維持課道路施設小規模修繕契約希望者登録名簿」に登録されていること。 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 3 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6)入札参加申込み	
受 付 期 間	令和8年2月13日（金）から令和8年2月20日（金）まで （※土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）
受 付 場 所	秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2 秋田市河辺市民サービスセンター 総務担当
(7)指 名 通 知 （非指名通知）	令和8年3月3日（火）までにFAXで通知
(8)入 札	
日 時	令和8年3月12日（木） 午後1時10分
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所 本庁舎3階 洋室4
最低制限価格	設定無し
入札保証金	<u>有り（入札保証金の取扱いに係る説明書を参照）</u> ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号の規定（※）のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。 第1号に該当する場合は入札保証金免除申請書（入保様式1）および入札保証保険契約に係る書類の写しを、第2号に該当する場合は入札保証金免除申請書（入保様式1）および契約書等の写しを入札参加申込みの際に提出してください。 ※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 第2号：入札参加者が過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(9)契 約 日	令和8年3月18日（水）まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

- ア 本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。
 - (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 - (イ) 誓約書（様式2）
 - (ウ) 入札保証金免除申請書（入保様式1）および入札保証保険契約に係る書類の写し（秋田市財務規則第109条第1項第1号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ）
 - (エ) 入札保証金免除申請書（入保様式1）および契約書等の写し（秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ）
- イ 様式1～2および入保様式1は、秋田市のホームページから入手してください。
- ウ 申込書は持参してください。郵送又は電送等によるものは受け付けません。

(2) 指名通知または非指名通知の送付について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知を送付します。
- イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知を送付します。
- ウ 指名通知または非指名通知は、FAXで送付します。

(3) 入札について

- ア 本件は、各項目の単価ごとに予定価格を設定しています。
- イ すべての項目の単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各項目の単価に数量を乗じた金額を合計した金額が最も低い価格で入札した者を落札者とします。
- ウ 入札書に記載された金額内訳に誤りがある場合は、無効とします。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- オ 入札執行回数は2回を限度とします。
- カ 代表者が、入札行為の権限を代理人へ委任するときは、委任状を入札時に提出してください。
- キ 落札者（契約者）は、秋田市財務規則第130条の規定に基づき、当該契約の履行を保証する「保証人」が契約締結時に必要となる場合があります。

3 その他

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。
- (2) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された申込書等は、返却しません。
- (4) 問い合わせ先

ア 申込書等の提出について

河辺市民サービスセンター 総務担当 （電話） 882－5221

イ 業務内容について

河辺市民サービスセンター 産業・建設・地域支援担当(電話) 882－5161